

抗議文

「無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律」いわゆる団体規制法は、オウム対策のために制定され、1999年12月に施行された法律である。その法律により、観察処分の対象となったアレフ・ひかりの輪・山田らの集団は、公安調査庁に活動報告が義務付けられた。しかし、その報告が不十分なアレフに対しては、今年3月に再発防止処分が科せられ、9月には二度目の再発防止処分となった。

オウム真理教当時から住み続けるひかりの輪は、セミナーの開催や聖地巡礼を繰り返し、ネットやSNSを使い、事件を知らない若者を対話や人生相談を装って囲い込み、巧みに信者の獲得を行っている。オウム真理教の大幹部だった上祐が、ひかりの輪を組織し、麻原からもらった名前由来の仏画を掲げて活動を続けているのは、何らオウム真理教と変わらない。

我々住民協議会、成城警察署そして公安調査庁は、それぞれ詰所を持ってひかりの輪南烏山施設を監視している。こんなに監視の厳しい所は他にないだろう。上祐は、一刻も早くひかりの輪を解散し、信者それぞれを自由にすべきである。解散後の生活を考えるのなら、その相談に乗る用意はある。

我々は、ひかりの輪が活動を続ける限り反対運動を続け、解散・解体するまで粘り強く闘うことを宣言する。

令和5年11月11日

烏山地域オウム真理教対策住民協議会
会長 古馬一行